

議第16号議案

中東地域での紛争の早期事態收拾を求める決議

中東地域での紛争の早期事態收拾を求めることについて決議するため、次のとおり提出する。

令和8年3月24日提出

市会運営委員会

委員長 藤代哲夫

## 中東地域での紛争の早期事態收拾を求める決議

令和8年2月28日の米国及びイスラエルによるイランへの攻撃を契機として、中東地域において紛争が発生し、事態のさらなる拡大が懸念されている。国際社会においては、事態の早期沈静化が強く求められている。

双方の軍事行動の応酬により、現地では一般市民を含む多くの人々の生命や生活に深刻な影響が及んでいる。人道的観点からも、被害のさらなる拡大が生じないことを強く願うものである。

また、ホルムズ海峡をはじめとする海上交通路の安全は、我が国のエネルギー安定供給にとって極めて重要であり、原油価格への影響は、昨今の物価高にさらなる拍車をかけることが懸念される。

一方で、イランによる核兵器開発は核不拡散の観点から決して容認されるものではなく、地域の諸課題については、国際社会が協調し、外交的手段により解決を図ることが重要である。

横浜市は昭和62年に国連から「ピース・メッセンジャー」に認定された都市として、このたびの中東地域での紛争に関し、日本政府に対し、エネルギー安全保障を含む中東地域の平和と安定、国際的な核不拡散体制の維持、市民の安全・安心な生活の確保を図るため、事態の早期沈静化に向けて国際社会と連携し、引き続き必要なあらゆる外交努力を行うことを求める。

以上、全会一致をもって、決議する。

令和8年3月24日

横浜市会

**「議第16号議案 中東地域での紛争の早期事態收拾を求める決議」の  
取扱いに関する運営理事会協議結果**

項 目		協 議 結 果（令和8年3月23日 運営理事会）
1	議 案 発 送	3月24日（火）の本会議席上配付
2	上 程 日	3月24日（火）の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

**参 考**

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。  
ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

**本 会 議**

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。